

組合員各位

## 「利用分量配当」の実施について

### 1. 利用分量配当制度とは

- (1) 配当の制度は、払込済出資額に応じて行う「出資配当」のほかに、信用組合などの協同組合組織だけが利用できる制度として「利用分量配当」があります。
- (2) 「利用分量配当」は、組合員の先生方が当組合の事業を利用していただいた分量に応じて行う配当であります。当組合をご利用いただけるインセンティブを高め、当組合のご利用拡大と組合員の皆さまへの還元の好循環を生み出すことを目的に今回導入致しました。

### 2. 対象事業(お取引)と計算方法

事業(お取引)	計算方法
預 金	1年度期間中に当組合がお支払いした預金利息 100円につき X%の配当を行います。

### 3. 令和5年利用分量配当について

令和5年の配当は、令和4年度(R4.4.1～R5.3.31)にお支払いした預金利息に対し「100円につき10円」の割合(配当率10%)で利用分量配当を行わせていただきます。

※配当金は、毎年度6月下旬を目途に当組合預金口座へ入金致します。

※配当金は、国税15.315%、地方税5%が源泉徴収されます。

以 上